

法令類の整備（第二段階）で提示された法令類に関する事業者意見について

現在、パブリックコメント対象の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下、品管規則という）」の次の条文について事業者意見を示す。

品管規則（パブコメに付された案）

| 本文 | 解釈 |
|--|---|
| <p>(機器等の検査等)</p> <p>第四十八条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、<u>使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする</u>ことその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。</p> <p>6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする者」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする者」と読み替えるものとする。</p> | <p>1 (略)</p> <p>2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする）ことその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、影響度低施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>3 <u>第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。</u></p> |

1. 事業者意見の要点

事業者検査における独立性については、過去、検査制度の見直しに関する検討WGの15回(平成30年2月26日)、第16回(平成30年3月19日)、第19回(平成30年7月2日)において議論した結果、規制者・事業者の双方で、概ね以下のとおりコンセンサスが得られたものと考えている。

- ✓ 原子力安全を確保することが目的であり、そのためには、事業者検査の信頼性の確

保が必要となる。独立性は信頼性を確保するための一つの方法である。

- ✓ 独立性を確保することによって、検査を間違えて実施することを防ぐ面と、何らかの意図的な影響力の行使があつて判断が曲げられることを防ぐ面がある。
- ✓ 組織が別でも影響力は行使される可能性はあり、組織的で形式的な独立と、実質的な独立は、目的に対する意味が異なる。規制者が確認すべきは、実質的な独立が確保されている点である。

事業者は、新検査制度の実運用に向けて、事業者検査の信頼性を十分なレベルで維持し、原子力安全を確保していくため、個々の事業者の状況に応じて独立性を確保する具体的な方法について検討を進めているところである。

今回の規則案では、設備を所管している課がお互いに検査する「たすき掛け」の体制でないことが独立性確保の基準であると規制者が示した形となっているが、規範的な規則としてしまうと、形式的な独立のみを満たせばよいという意識が働き、本来目的としている原子力安全を確保することに対して、好ましくない状態になることが懸念される。

よって、事業者において、検査を受ける者と、検査を実施する者同士で便宜を図り得る関係を防ぐための独立性を確保し、且つ、事業者のリソースを適正に配分して検査の信頼性を高め、これにより原子力安全を確保していくよう、パフォーマンスベースの規則にすべきと考える。

個別具体的な独立性の確保の結果については、実質的な独立が確保されているかの観点で、原子力規制検査において監視頂くことが重要だと考える。

2. 事業者意見

以上の考え方を明確にするために、品管規則本文・解釈を次のように変更して頂くことを提案する。

品管規則（変更案）

| 本文 | 解釈 |
|--|---|
| (機器等の検査等) 第四十八条 1～4 (略) 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等 <u>の作業を実施した者と異なる所属の者</u> とすること又はその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。 6 前項の規定は、自主検査等について準 | 1 (略) 2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等 <u>の作業を実施した者と異なる所属の者</u> とすること又はその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、影響度低施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させる |

| | |
|--|--|
| <p>用する。この場合において、「<u>異なる所属の者</u>」とあるのは、「必要に応じて<u>異なる所属の者</u>」と読み替えるものとする。</p> | <p>ことができる。</p> <p>3 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行<u>った場合においても</u>、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。</p> |
|--|--|

※修正は赤字部。

以 上